



坂井市告示第233号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域及び名称を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域及び名称の変更は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による丸岡南部第四地区土地区画整理事業に係る換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年12月27日

坂井市長 坂本 憲



字の区域及び名称の変更内容については、別紙「字の区域及び名称の変更調書」のとおり。

字の区域及び名称の変更調書

次の区域を坂井市丸岡町猪爪九丁目に変更する。

大 字	字	地 番
丸岡町 猪爪	12字	102の2
丸岡町 猪爪	12字 上長島	9の3 9の4 10の2 11の3 11の5 11の6 12の3 12の5 13の2 13の4 13の5 14の1 14の2 15の1 15の2 16の2 16の4 16の5 17の2 17の4
丸岡町 猪爪	13字 煙草田	1の一部 2 3 4の一部 5の一部 6 7 10の1から10の5まで 11の1から11の4まで 13の1から13の5まで 14の1 14の2 15 16の1 16の2 17 18の1 18の5 19の1 20の1 21の1 22の1
丸岡町 西瓜屋	11字 本願田	13の4の一部 14の1の一部 14の4の一部 15の1から15の3まで 16の一部 17の1の一部 18の1
丸岡町 寅国	3字	12の一部
これら（丸岡町猪爪12字上長島13の4、17の4を除く）の区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		

次の区域を坂井市丸岡町西瓜屋11字本願田に編入する。

大 字	字	地 番
丸岡町 寅国	3字	12の一部
丸岡町 猪爪	13字 煙草田	1の一部 4の一部 5の一部
これらの区域に隣接する道路である市有地の全部		